

## 宅地建物取引主任者証交付申請（新規申請または県外で法定講習を受けた方）

宅地建物取引主任者登録を済ませた都道府県でのみ主任者証交付申請ができます。

提出先：（社）山梨県宅地建物取引業協会 甲府市下小河原町237-5 TEL 055-243-4300	
提出書類	
宅地建物取引主任者証交付申請書	1部（様式第七号の二の二）
顔写真	2枚 3cm×2.4cm、カラー（1枚は申請書に貼付）
山梨県収入証紙	4,500円（宅建協会でも販売しています）
法定講習会受講終了証明書	宅建試験合格後1年以内に申請する方は不要
主任者登録完了通知（ハガキ）または 旧主任者証（主任者証を持っている方）	主任者登録完了通知は、新規申請の場合

- ・住所や本籍等、登録内容に変更があった場合には、この申請前に宅地建物取引主任者登録の変更届を県住宅課に提出することが必要です。
- ・主任者証交付申請から交付まで10～20日程度かかります。
- ・宅地建物取引主任者証の有効期間は5年間です
- ・主任者証の更新には、法定講習の受講が必要です。